平成２８年（フ）第１３号
千葉県柏市南増尾３丁目29番１号
債務者　三枝　正治
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３号
千葉県野田市目吹1538番地の２
債務者　新　　喜六
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９３２号
神戸市北区幸陽町２丁目９番地の８
債務者　前田　裕輝
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５号
神戸市垂水区青山台５丁目５番８―201号
債務者　石原　郁子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８６号
青森市大字三内字沢部189番地７　オークビレッジＡ―203
債務者　澁谷　　睦
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
和歌山市紀三井寺897番地
債務者　山本　直人
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６５号
兵庫県芦屋市南宮町13番４―303号
債務者　河野あかね
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６６号
和歌山市栄谷236番地７
債務者　澤　知佳子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６８号
和歌山市つつじが丘３丁目４番地１
債務者　保井扶佐子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６９号
和歌山県橋本市原田27番地　ハイム27　103号
債務者　谷口　和之
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７３号
和歌山県紀の川市桃山町元918番地３
債務者　中野　茂子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
和歌山県紀の川市桃山町最上220　雇用促進住宅最上宿舎２号棟108号室、住民票上の住所和歌山県紀の川市桃山町最上220番地
債務者　宮本　和子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
和歌山市栄谷503番地10
債務者　中尾　香那
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
和歌山市楠見中272番地８
債務者　關口　義廣
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
和歌山県海南市木津233番地６
債務者　辻本　義次
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
和歌山県有田郡広川町大字広226番地２
債務者　湯之前五月
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４７９号
名古屋市北区三軒町277番地の７
債務者　金岡いずみ
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１号
山形県鶴岡市本町３丁目８番40号藤アパート１号室
債務者　奥田　金一
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部